

## 塩尻市海外展開支援事業（海外品評会等出品事業）補助金交付要綱

（趣旨）

**第1条** この要綱は、市内ワイナリーがつくる高品質なワインの海外品評会等への出品を推進し、当該品評会等での評価を得ることにより自社製品の高付加価値化及び競争力強化を図るとともに、ワインの価値、地域ブランド及び市民の関心を高め、もってワイン産業の振興に資するため、予算の範囲内で塩尻市から地域ブランド推進活動協議会（以下「協議会」という。）へ負担金を交付し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）ワイナリー 日本標準産業分類に規定する果実酒製造業又は蒸留酒・混成酒製造業を営む者をいう。
- （2）海外品評会等 日本国外で実施される、酒類専門家等がワイン等の香味が優れたものであると審査を行う品評会をいう。

（補助金の交付対象者）

**第3条** 補助金の交付対象者は、市内のワイナリーとする。

（補助対象経費）

**第4条** 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、塩尻産の原料を85%以上使用したワイン等を海外品評会等へ出品する場合において、その出品に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- （1）海外品評会等へ出品するために当該品評会等の主催者等に支払う経費（エントリー費、登録料など）
- （2）外国語による申請書類の作成に要する経費
- （3）海外品評会等への出品に係る業務の代行又は委託に要する経費
- （4）出品するワイン等の送料及び梱包に要する経費（関税は除く）
- （5）その他会長が特に必要と認める経費

（補助金額等）

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1年度につき1ワイナリー当たり10万円を限度とする。

（補助申請）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、塩尻市海外展開支援事業（海外品評会等出品事業）補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- （1）事業実施計画書
- （2）収支予算書
- （3）その他会長が特に必要と認める書類

（補助金の交付決定）

**第7条** 会長は、前条の申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、塩尻市海外展開支援事業（海外品評会等出品事業）補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

**第8条** 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに塩尻市海外展開支援事業（海外品評会等出品事業）変更・中（廃）止届出書（様式第3号）により会長に届け出るものとする。

（実績報告）

**第9条** 補助事業者は、補助金が完了したときは、塩尻市海外展開支援事業（海外品評会等出品事業）補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、速やかに会長に提出しなければならない。

- （1）補助対象経費に係る領収書等の写し
- （2）その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第10条** 会長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査した上で交付する補助金の額を確定し、塩尻市海外展開支援事業（海外品評会等出品事業）補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

**第11条** 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則第16条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 法令等に違反して事業を実施したとき。
- (3) 市税等を滞納しているとき。
- (4) 操業又は営業を取りやめたとき。

(補則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。